鎌倉市公告第16号

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月6日条例第8号）施行規則第16条第2項の規定に基づき協定書を作成し、有効期間を令和12年3月末までとする自主まちづくり協定を締結したため、条例第14条第3項の規定により公告します。

令和7年（2025年）4月15日

鎌倉市長　　松尾　崇

協　定　番　号	３０－１
協　定　の　名　称	鎌倉宇都（津）宮辻子幕府跡周辺地区自主まちづくり協定
協定の締結年月日	令和7年（2025年）3月25日
協　定　の　区　域	別紙「区域図」のとおり
協定区域の面積	9,852.04平方メートル
協　定　の　内　容	別紙「自主まちづくり協定計画書」のとおり

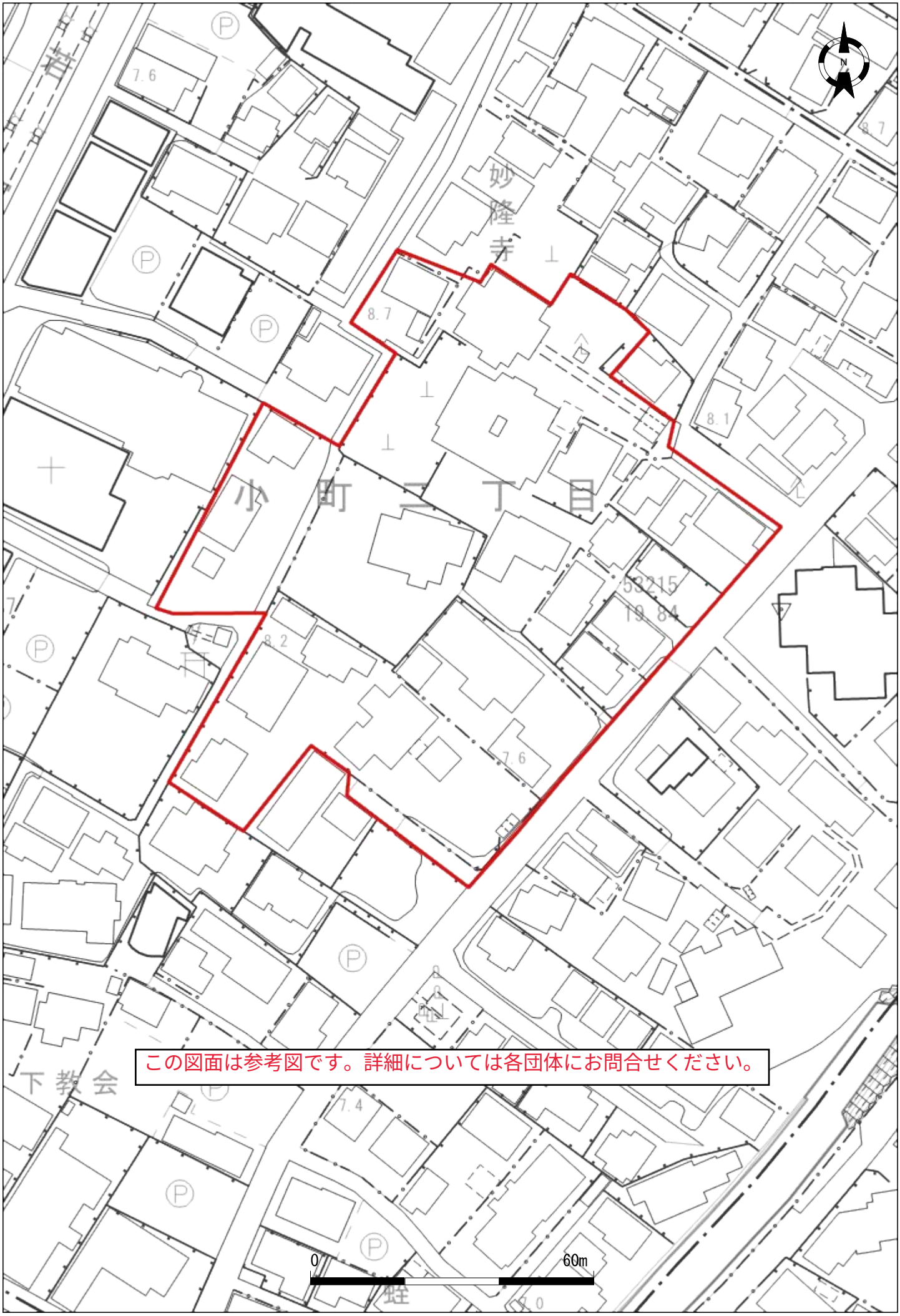
妙隆寺
小町二丁目
この図面は参考図です。詳細については各団体にお問合せください。
0
60m

自主まちづくり協定計画

本自主まちづくり計画の区域におけるルールは以下の通りとする。

1) 建築物の階数・高さについて、2階建て以下とし、高さは9メートルを上限とする。また、盛り土は、原則として、禁止とする。

＊1 本計画において建築物の高さとは建築物の接する地盤面の最下部から建築物(塔屋、屋上設備及び屋上フェンスを含む)の最上部までの高さをいう。

＊2 「二世帯住宅の建設」「全ての隣接する建築物の権利者が止むを得ない場合として承認する場合」には階数で1階、高さで1メートルまでの緩和が出来る。

2) 事業区域の面積が1,000平方メートルを超える開発事業を行う場合、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下「開発事業条例」という。)に規定する道路に関する基準に適合させるほか、事業区域に鎌倉市道(建築基準法第42条第2項に規定する道路及び同法第43条第2項空地等)が接する場合は、その接する部分を道路の中心から2メートル以上後退(セットバック)するとともに、車輌の通行が可能な状態としその状況を維持する。

3) 駐車場について、開発事業条例に規定する自動車駐車場に関する基準によることとするが、立体駐車場の設置を禁止する。また、開発事業条例の対象とならない場合(月極駐車場、コインパーキング等)であっても、立体駐車場及び20台以上の駐車場とすることを禁止する。

4) 建築物の形態・外観デザイン及び緑化については、「鎌倉市景観計画」における「旧市街地の住宅地」に適したものとする。

5) 周辺環境に対して、「鎌倉らしさ」を考慮したこれまでの環境を著しく劣化させる変更を生じないこととする。

6) 本ルールにおける土地利用の基準に合致しているか疑義がある場合は代表世話人の発議により構成員の過半数の賛成を以て決定する。